

石川町立石川中学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の目的

本校の部活動は、教育目標「広い視野に立って 強く正しく生きぬく生徒」の達成に向け、心身ともに健全な生徒の育成を目指し、運動部・文化部ともにこの活動方針に基づいて活動するものとする。

2 部活動の意義

部活動は、心身の成長過程にある生徒においては、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む場となる。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高い。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

(中学校学習指導要領第1章総則第4の2(13))

3 休養日と練習時間

(1) 休養日

- ・平日週1日及び土日いずれか1日とし、週2日以上
- ・長期休業中は、土日及び祝日を休養日とし、加えてお盆期間中や年末年始の学校閉庁日も休養日とする。
- ・土日の大会等(練習試合・合同練習会等を含む)が実施される場合は、原則として同月内の別日に休養日を振り替える。

(2) 練習時間

- ・平日2時間、学校の休業日3時間を上限とする。
- ・平日の大会あるいは土日の大会等(練習試合・合同練習会等を含む)は、上記練習時間の設定とは別に計画するが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日(振替の休養日を含む)を設ける。

(3) 部活動終了の時間(平日)

- | | | | |
|---------|------|----------|------|
| ・4月 | 6:00 | ・新人戦～学校祭 | 5:30 |
| ・5月～7月 | 6:15 | ・学校祭～1月 | 5:15 |
| ・8月～新人戦 | 6:00 | ・2月～3月 | 5:30 |

※部活動終了15分後には完全下校とする。

(4) テスト前部活動中止期間

- | | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| ・1学期 定期テストⅠ | 3日前から | ・2学期 定期テストⅢ | 3日前から |
| ・2学期 定期テストⅡ | 5日前から | ・3学期 定期テストⅣ | 5日前から |

4 設置部活動

○常設部

- [運動部] 陸上部 (男・女) 卓球部 (男・女) ハンドボール部 (男・女)
 野球部 (男女) 剣道部 (男・女) ソフトテニス部 (男・女)
 柔道部 (男・女) バレーボール部 (女) バスケットボール部 (男・女)
 サッカー部 (男女)
- [文化部] 管弦楽部 (男女) 美術部 (男女)

○特設部

- 陸上・駅伝部 (男・女) 水泳部 (男・女) スケート部 (男・女)
合唱部 (男女) 式典演奏部 (男女)

※生徒全員いずれかの常設部に入部すること。

※入部後は3年間所属し、活動することを原則とする。途中で部活動の変更をしたい場合は、担任及び顧問と相談し、保護者の同意のもとに行う。変更する場合は、入部する部へ再度入部届を提出する。

5 部活動存続規定について

(1) 部活動の数の見直しの必要性について

- ・部員数が減少し、チーム編成ができず、十分に練習できない部活動がある。
- ・生徒数の減少に伴い、職員数も減少し、部活動顧問の複数配置・指導が困難である。

(2) 廃部とする流れ

○団体種目

- ・3年生が出場する最後の大会(たとえば県南中体連総合大会)以降、1・2年生で各競技種目団体チームの基準人数に満たない状態になった場合。

(=基準人数で新人戦に参加できない場合)



- ・団体種目は「**廃部猶予期間**」とする。(新人戦には学校単独で出場できないが、活動は継続できる)



- ・次年度の部活動結成時点(4月の部活動入部届締め切り時点)で、新1・2年生で団体チームの基準人数に満たない状態が続いた場合。

(=基準人数で次の新人戦にも参加できない場合)



- ・**廃部とする。**

○個人種目

- ・男子または女子の部員が0人となった時点で男子または女子の部活動を休部とする。ただし、男女とも0人となったときはその部活動を廃部とする。

(3) その他

- ・令和8年度からの急激な生徒数と教職員数減少に伴い、令和6年度より新入部員を入部させず令和8年度から廃部とする部活動を2つ程度検討していく。
- ・令和4年度より2年間かけて検討し、保護者、地域、小学校に周知する。

6 部活動指導員の配置

競技の専門でない顧問が配置された部活動について、可能な場合部活動指導員を配置する。ただし、複数の部活動が該当しても、一つの部活動だけとする。

石川町教育委員会と協議し、次の項目に当てはまる人物とする。

- ・該当部活動に対して専門性が高い。
- ・学校教育を理解し、学校に対して協力的である。
- ・学校が計画した練習日に、定期的に指導ができる。
- ・大会等に引率ができる。